

## 大和市消防活動空地設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大和市開発事業の手続及び基準に関する条例（平成19年大和市条例第41号。以下「条例」という。）第43条及び大和市開発事業の手続及び基準に関する条例施行規則（平成19年大和市規則第87号。以下「規則」という。）第28条の規定に基づき、消防活動空地の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(消防活動空地の基準)

第2条 消防活動をするための消防活動空地及び消防活動空地まで進入するための通路（以下「消防活動空地等」という。）の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 消防活動空地は、棟ごとに1箇所以上設置することとし、建築物のバルコニー側、消防活動上有効な開口部又は非常用進入口等を有する面に確保すること。
- (2) 消防活動空地と建築物の離隔距離は、1メートル以上とすること。
- (3) 消防活動空地等は、はしご付消防自動車等（以下「はしご車」という。）の総重量に耐えられる構造であること。
- (4) 開発事業区域内における消防活動空地までの進入通路は、はしご車の通行に支障のない幅員とし、駐車禁止とする。この場合において、公道と接続する部分及び屈曲部分は別図1による幅員に応じた隅切りを設けること。
- (5) 消防活動空地と建築物の間に活動の障害となる電柱、架線等がある場合は関係機関と協議すること。

(標識等)

第3条 規則第28条第1項第2号の規定により設置する標識は、別図2のとおりとする。この場合において、標識の設置については、消防活動空地の直近の見やすい場所に消防活動に支障のないように設置すること。

2 規則第28条第1項第2号の規定による路面表示は、別図3のとおりとする。

(代替措置)

第4条 条例第43条第2項に基づく必要な措置の協議は、次の各号に掲げる避難はしごの設置及び避難通路等の確保について行うものとする。

- (1) 避難はしごは、原則としてハッチ式避難はしご（以下「避難ハッチ」という。）とし、地上又は避難階まで避難することができるように設置すること。
- (2) 避難ハッチの構造は、上下階操作式で開口寸法0.7メートル四方以上とする。なお、避難ハッチ下蓋には、外部から見やすい方法で進入できる旨を赤色で表示すること。
- (3) 前号の表示は、赤色反射塗料による1辺が20センチメートルの正三角形によること。
- (4) 避難ハッチの降下空間は、避難に支障がないように管理すること。
- (5) 地上又は避難階から道又は道に通ずる幅員1メートル以上の通路その他の空地を確保し、避難及び消防活動に支障がないものとする。

(消防活動空地等の工事の完了及び検査)

第5条 消防活動空地に関する工事が完了したときは、速やかに、消防活動空地工事完了届書（別記様式）を提出するものとする。

2 消防長は、前項の届出を受けたときは、遅滞なく、条例第43条、規則第28条及び当該基準に適合していることの検査を実施しなければならない。

附 則

この基準は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年7月1日から施行する。